

第2章 法人税申告書作成

1 法人税申告書作成のための準備

決算作業の過程で、いろいろな会計資料を作成することになります。

(1) 勘定科目内訳明細書（兼商法の付属明細書）

勘定科目内訳明細書は、必ず作成しなければなりません。

この書式は、申告時期になると確定申告書と共に一式が税務署から郵送されます。

(2) 別表（税表）

申告書に添付する別表（税表）作成のためには、あらかじめ各種の基礎資料を作成しておき、これから必要事項と数値を転記すると能率的です。

別表の作成の際に必要な資料と関連する税表の番号は、次のとおりです。

① 租税公課の納付状況と処理した科目の資料。

これは、別表五（二）租税公課の納付明細書作成のために利用します。

当期中に納付した税金の税目・年度別の明細を作成する際、費用の科目で処理した分の明細は、特に留意して個々に確認する必要があります。

さらに、納税充当金勘定の増減異動の明細資料も作成します。このほかに、期中に納付した罰金科料・延滞税（金）・源泉税関係の加算税の処理科目にも十分な注意をして資料を作成します。

② 預金利息・受取配当金・債券利息の内訳書。

元帳の営業外収益の記帳と対比確認しながら、控除できる所得税・利子割の一覧表を作ります。

これは、別表四と別表六（一）の作成に必要となります。

③ 固定資産の減価償却計算の明細書。

別表十六（一、二、三、四）の作成資料です。

④ 借入金の各月末現在の残高一覧表と借入金別の支払利息の集計表である平均利子率計算表。

別表十五の二（土地の負債利子新規取得）の添付が必要な場合に役立ちます。

⑤ 交際費の算定明細書。

交際費以外の科目で処理した交際費に該当する支出金の明細表です。

別表十五（交際費の損金算入）の資料です。会計処理の科目に関係なく、税法上交際費とすべき支出は、限度計算の対象となるために必要となります。

⑥ 期末現在の退職金の社員各人別計算明細。

別表十一（三）退職給与引当金の資料となります。

⑦ 取引先別の正味債権（貸金）算定表。

別表十一（一）貸倒引当金の資料となります。

⑧ 受取配当金の銘柄別の明細書。

別表八 受取配当金の益金不算入計算で使用します。

⑨ 寄付金特に指定寄付金の明細書。

別表十四 寄付金の損金算入計算の資料となります。

⑩ 期末現在の株主（出資者）名簿。

別表二 同族会社の判定の記録の資料となります。

本例題で使用するのは①②③⑩です。

法人税・道府県民税・法人事業税・市町村民税の申告書は、官公庁から送付されてくる電算用の申告書を使用して申告するのが普通です。

その理由は、用紙に税務者コード番号と事業年度中間申告納税額があらかじめ印刷されているため便利だからです。

電算化されていない市町村の場合は、地方税法に定める様式（第20号様式）を使用します。

特に注意すべき事項は、地方税関係の申告書で次のような確認が必要となります。

- ① 税率の変更の有無の確認。
- ② 均等割額の改定（アップ）の有無の確認。

法人住民税には、法人税額の一定割合を申告納税する“法人税割”道府県民税・法人税割市町村民税と、このほかに“均等割住民税”があります。

“均等割”は、従業員の数・資本金等の大小に比例した一定金額を負担することとされています。

法人住民税の税率と均等割の金額については、自治省が定めた標準税率によらないで、所在の都道府県と所在市町村の財政事情により、若干の地域差（超過税率）が認められています。

さらに、国税に比較するとしばしば改定アップが行われます。そこで、毎年申告の時点で確認が必要なのです。

2 法人税等確定申告書の作成

法人税の確定申告書は、所得金額と法人税額を記載して申告する一枚の書類です。

基本的な形式は次のとおりです。

Where どこで（本店所在地）

Who 誰が（法人名、代表者名）

When いつからいつまでの間に（事業年度）

How Much いくらもの収益（所得）を獲得し、いくらもの（法人税）納税義務が発生したか

を記載する報告（申告）書です。

書類の提出の期限・申告書の形式・添付すべき付属書類の種類・必要な事項と記載の方法については、法人税法に細かく規定されており、定形化されています。

この定形化された書類で、自主的に“申告と納税”義務を果たすこととされています。

申告の実務で多大の労苦と時間が必要とされるのは、法人税申告書の作成ではなく、むしろ法人税等確定申告書の「等」の部分です。

添付すべき付属書類は、大別して2種類です。

① 勘定科目の内訳明細書

貸借対照表および損益計算書の各勘定科目別の内訳明細書で、標準的な書式が税務署から郵便等で送られてきます。

これは、商法281条の「付属明細書」と同じです。この作成は、商法で強制されていますから、申告の要否に関係なく作成を要します。付属明細書で代用してもよく、形式は自由です。

② 確定申告書に添付する申告書の別表

これは、通俗的に「税表」と呼ばれる添付書類です。

所得または税額の計算明細書で、別表一

(一) から別表十九まで100種類強の書式が法定され、添付を義務づけられています。

これらの別表の作成が最大の難問です。

ただし、通常使用するのは100余種の別表のうちわずか10種類前後です。

それぞれの税表と税表の間には相関関係がありピラミッドの頂点が「申告書」ということになります。

「等」の中味は、まだあります。それは、地方税関係の法人住民税の申告書です。

租税には‘国税’と‘地方税’とがあり、法人税は国税に属する直接税です。

国税のほかに「地方税」についても、法人住民税の申告と納税が必要です。

所得に対する法人住民税は都道府県民税と市町村民税の2種類があります。

① 都道府県に対して、法人都民税・法人道民税・法人府民税または法人県民税の申告納税が必要です。

② 市町村に対しての、法人市民税・法人町民税または法人村民税の申告納税が必要です。

法人住民税は、国税である法人税を課税標準として税額計算を行います。

これは、所得の大小に応じて法人税が算定され、さらに、この法人税の一定割合を、都道府県と市町村に対して、住民税として申告納税するものです。これを、法人税割住民税といいます。

このほかに、所得の有無に関係なく負担することとされている均等割住民税の申告も必要です。

なお、申告の際、申告書だけでなく地方税法に規定された付属税表を添付する必要があります。

また、法人事業税の申告書も忘れてはいけません。これは、法人の所得に対する直接税です。所

得の大小に応じた累進税率を適用して、法人の負担すべき法人事業税を算定します。この結果を法人事業税の確定申告書に記載して、都道府県知事に申告し納税します。

なお、申告書だけでなく各種の付属税表も、必要に応じて添付することになります。

法人税の確定申告書以外にも、同時に税務署に次のような書類を提出する必要があります。

① 消費税の確定申告書

課税事業者の場合は、消費税の申告が必要です。

② 法人の事業概況説明書

これは、法定の書類ではありませんが、税務署の調査、指導上の参考資料として一定規模以上の企業は、提出するのが慣行です。(提出しなくとも、直接のペナルティはありませんが、行政指導に反したことになります。)

都道府県関係の都道府県税事務所(財務事務所と呼ぶ場合もある)に提出する法人住民税と、法人事業税の確定申告書は、一枚の申告書に記載することになっています。これは、2種類の税金を一枚の用紙に併記するわけです。

これらの税金以外に該当する場合は、事業所税の申告と納税が必要な場合があり、申告期限は法人税と同じです。

本店以外に支店・営業所がある場合は、それぞれの所在地の都道府県知事と所在市町村長に対し、法人住民税の申告と納税が必要です。支店が、3都道府県と6市町村に散在する場合には、本店と併せて合計10ヶ所に確定申告書を提出する義務があります。この場合には、住民税総額を従業員・資産価額・事業所数比で分割按分計算を行います。

【確定申告書等の提出先】

1. 本店所在地の税務署長

- ・法人税の確定申告書
- ・消費税の確定申告書
- ・法人税申告書の別表
- ・法人の事業概況説明書
- ・法人税勘定科目内訳明細書

2. 営業所在地の都道府県知事

- ・課税標準の分割の明細書
(法人都民税・道民税・府民税・県民税の申告)
- ・法人事業税の確定申告書
- ・事業所税の申告書

3. 営業所在地の市町村長

- ・法人住民税の確定申告書
(法人市民税・法人町民税・法人村民税の申告)

所得額 100 万円の場合の法人税申告書

御注意

「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます)又は人格のない社団等について記載します。

受印 税務署	平成 年 月 日	所管 10	業種目 2222	税別 0/	課税 米	白色申告 一連番号
納税地 神奈川県相模原市橋本台4-1-1	電話 () -	事業種目 洋裁品・紳士 婦人用衣類の販売	法源番号 987654	事業年度 (至) 年 月 日	売上金額 百万 千 百	申告年月日 年 月 日
法人名 所得100万の場合の 法人税申告書	同非区分 同族会社 非同族会社 非同族会社	経理責任者 目署名押印	〈所得100万の場合〉 記載の順序			
代表者 目署名押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類 貸借対照表、損益計算書、 損益金処分量表、勘定科目内訳明細書	年 月 日			
代表者 住所 **県**市**町 123番地			年 月 日			

平成 X 年 4 月 / 日

事業年度分の確定申告書

(中間申告の場合 平成 年 月 日) 合の計算期間 平成 年 月 日

平成 * 年 3 月 / 日

所得金額又は (別表四「36」)	1	10000000	① スタート	
法人又は (36)又は (36)の特別 (別表六「39」+別表六「20」+別表六「28」+別表六「25」+)	2	2800000	③	(14)-(13)
法人税額の特異 (別表六「39」+別表六「20」+別表六「28」+別表六「25」+)	3			損金の繰戻しに 還付請求税額
差引法人 (2)-()	4	2800000		外
リース特別控除 (別表六「30」+別表六「29」+別表六「15」)	5			外
課税土地譲渡 (別表三「23」+別表三「22」+別表三「18」+)	6	0000		20
土地譲渡金 同上に對 (38)+(39)+	7			この申告が修正申告である場合
課税留保 (別表三「)	8	0000		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは(15)+(24)又は(24)-(19))
同上に對 (別表三「)	9			欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「2の計」及び「24」)
法人税 (4)+(5)+	10	2800000	④	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「3の合計」)
仮装経理に基 上の更正に伴う	11			この申告に欠損金又は災害損失金 (別表七「3の合計」)
控除 (10)-(11)と(44)の	12			26
差引所得對 (10)-(1	13	2800000		27
中間申告分	14	0000		28
若引確定 (中間税額 (13)-(14)合は	15	2800000	⑤ ゴール	
法人税額の計算 (1)の 相当額 (少ない金額)	30	10000000		(30)の28%相当額
② 税額計算				(31)の37.5%相当額
法人税額の計算				法人税額 (34)+(35)
所得金額(1)	33		← コノ欄ハ 無視 →	
土地譲渡税額 (別表三(二)「23」)	38	0000		土地譲渡税額 (別表三(三)「19」)
土地譲渡内訳	39	0000		土地譲渡内訳 (別表三(四)「11」)
所得税の特異 (別表六「23」の計+別表六「16」の計+別表六「17」+別表六「22」+別表六「25」)	42			中間配当の金額
外国税額 (別表六(二)「18」)	43			利益の配当(剰余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く。)
計 (42)+(43)	44			利益又は剰余金処分による賞与の額
控除した金額 (12)	45			還う又は郵便局を する便局名
控除しきれなかった金額 (44)-(45)	46			銀行 支店 預金 口座番号 郵便局
中間配当の 平成 年 月 日		決算確定 平成 年 月 日		
効力発生の日		定の日	X 530	

別表一 (一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)及び人格のない社団等の分... 平七・四・一以後終了事業年度分

税理士 署名押印

所得額100万円の場合の事業税と都道府県民税申告書

※処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
受付印	平成 年 月 日	申告年月日	年 月 日	
所在地	神奈川県相模原市橋本台4-1-1			
事業種目	所得100万の場合の事業税と道府県民税申告書			
資本の金額又は出資金額	3,000,000			
資本積立金額	0			
合計額	3,000,000			

第六号様式(提出用)

平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 6 月 30 日までの事業年度分の道府県民税の確定申告書

法人税の額

事業税	摘要	課税標準	税率(%)	税額	法人税の額	
					計算上の法人税額	確定申告額
所得	総額 ③⑥	1,000,000			2,800,000	2,800,000
金額	年350万円以下の金額 ③⑦	1,000,000	6.00/100	60,000		
所得	年350万円を超え年700万円以下の金額 ③⑧	0	9.00/100	0		
金額	年700万円を超え年999万円以下の金額 ③⑨	0	12.00/100	0		
金額	計③⑦+③⑧+③⑨ ④①	1,000,000		60,000		
金額	軽減税率不適用法人の金額 ④②	0		0		
収入金額	総額 ④③					
金額	収入金額 ④④	0		0		
金額	合計事業税額 ④①+④②又は④③+④④ ④⑤			60,000		
金額	仮装経理に基づく事業税額の控除額 ④⑥					
金額	既に納付の確定した当期分の事業税額 ④⑦			0		
金額	租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④⑧					
金額	この申告により納付すべき事業税額④⑤-④⑥-④⑦-④⑧ ④⑨			60,000		
金額	④⑨のうち見込納付額 ④⑩					
金額	差引 ④⑩-④⑩ ⑤①			60,000		
所得金額	所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(29) ⑤②)	1,000,000				
金額	損金の額に算入した所得税額 ⑤③					
金額	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 ⑤④					
金額	損金の額に算入した技術等海外取引に係る所得の特別控除額 ⑤⑤					
金額	益金の額に算入した中小企業等海外市場開拓準備金勘定からの戻入額 ⑤⑥					
金額	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 ⑤⑦					
金額	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 ⑤⑧					
金額	前5年以内の繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は私財提供等があった場合の欠損金額の当期控除額 ⑤⑨					
金額	所得金額差引計 ⑤②+⑤③+⑤④+⑤⑤+⑤⑥+⑤⑦+⑤⑧+⑤⑨ ⑥①	1,000,000				
金額	法人税の所得金額 ⑥②	1,000,000				
金額	法人税の当期分のみなし欠損金額 ⑥③					
金額	法第15条の4の徴収手続を受けようとする税額 ⑥④					
金額	還請求中間納付額 ⑥⑤					
金額	還請求付額 ⑥⑥					
金額	特別区分の課税標準額 ⑥⑦					
金額	同上に対する税額 ⑥⑧×100 ⑥⑨					
金額	市町村分の課税標準額 ⑥⑩					
金額	同上に対する税額 ⑥⑩×100 ⑥⑪					
金額	この申告により納付すべき道府県民税額⑥⑨+⑥⑪ ⑥⑫					
金額	⑥⑫のうち見込納付額 ⑥⑬					
金額	差引 ⑥⑫-⑥⑬ ⑥⑭					
金額	特別区分の課税標準額 ⑥⑮					
金額	同上に対する税額 ⑥⑮×100 ⑥⑯					
金額	市町村分の課税標準額 ⑥⑰					
金額	同上に対する税額 ⑥⑰×100 ⑥⑱					
金額	還付を受けようとする金融機関及び支払方法					

事業税のゴール⇒

ここで一区切

この別部計算

道府県民税のゴール⇒

← 事業税の申告 →

← 道府県民税申告 →

所得額100万円の場合の市町村民税申告書

※処理事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
受付印	平成 年 月 日	※処理事項	発信年月日	申告年月日
	相模原市長 殿		郵便官署消印	確認印
所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)	神奈川県相模原市橋本台4-1-1		この申告の基礎 1. 法人税の平成 年 月 日 修正申告書の提出による。 2. 平成 年 月 日法人税の更正、決定、再更正による。	
(ふりがな) 法人名	所得100万の場合の市町村民税申告書		事業種目	
(ふりがな) 代表者氏名印	経理責任者氏名		資本等の金額 期末現在の金額	資本の金額 又は出資金額 3,000,000 資本積立金額 0 合計額 3,000,000

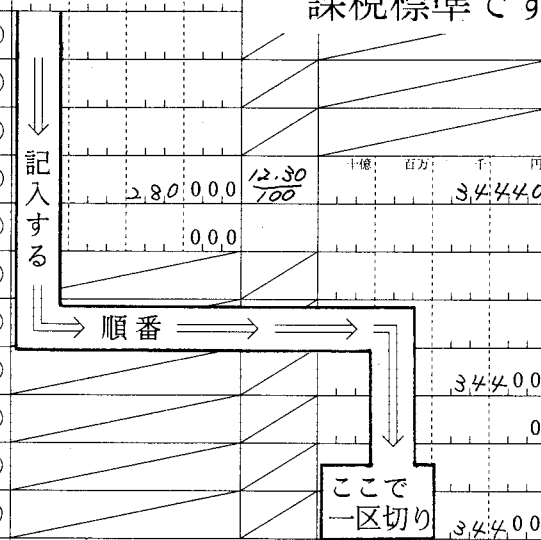
第二十号様式(提出用)

平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 6 月 30 日までの事業年度分の市町村民税の確定申告書 ※

摘要	課税標準	税率(%)	法人税割額
(土地譲渡税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	2,800,000		
試験研究費の増加の場合の法人税額の特別控除額 ②			
みなしの配当の25%相当額の控除額 ③			
還付法人税額等の控除額 ④			
退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤			
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③-④+⑤ ⑥	2,800,000	12.30/100	3,444.00
分割法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑥×⑫) ⑦	0,000		
外国の法人税等の額の控除額 ⑧			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑨			
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨ 又は ⑦-⑧-⑨ ⑩			3,444.00
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑪			0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑫			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫ ⑬			3,444.00
均等割額			
算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑭	12月	50,000円× $\frac{13}{12}$ ⑮	5,000.00
既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑯			0
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯ ⑰			5,000.00
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰ ⑱			8,444.00

スタート

法人税の年額が課税標準です。



この別計算分

氏名税理士印	⑱のうち見込納付額	ゴール
	差引 ⑱-⑲	8,444.00

局番	当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等	分割基準	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数				
	名称 事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数				
	(株)あやせ 相模原市橋本台4-1-1		12 12				
	合計	⑳	㉑				
指定都市に申告する場合の⑮の計算	区名	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	翌期の中間申告の要否	要・否
				0.0	平成6年8月25日	青色・その他	有・無
				0.0	法人税の申告書の種類	青色・その他	
				0.0	中間申告の場合はその計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無
				0.0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号(普通・当座)	支店
			0.0	還付請求税額			
			0.0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

3 法人税申告書作成の順序

法人税申告書作成は、次の順序で行います。

(1) 開始記入（前期繰越の記入）を行います。

別表五 利益積立金額と未納税額の繰越記入

(2) 個別の税表を調理します。

個別の加算、減算事項の金額計算

(3) (1) と (2) の結果を総合して、所得金額の算定計算を行います。

別表四 所得金額の計算明細作成

(4) 所得金額が確定したならば税額計算を行います。

別表一（一） 法人税申告書の作成

法人事業税の申告書及び法人道府県民税・市町村民税の申告書作成

(5) 別表五を完成させます。

当期中の増減異動と次期繰越残高の記入

(6) 2種類の添付書類の作成作業を行います。

① 勘定科目内訳明細書

② 事業概況説明書

この2種類の書類は、作成に相当の時間を要し、実質的な決算実務の大部分を占めます。

【具体的な仕事の手順】

(1) 前期の申告書の控を参照して、次のように記入をしていきます。

① 別表五（一）

利益積立金額の計算に関する明細書①欄「期首現在利益積立金額」に、開始記入を行います。

② 別表五（二）

租税公課の納付状況等に関する明細書の①欄「期首現在未納税額」に、税目別に開始記入を行います。

(2) 個別の税表調理に際しては、次のような順

番で記入すると能率的です。

① 別表五（二）

「租税公課の納付状況等に関する明細書」の当期中の納付税額③～⑤の処理科目欄の記載を行います。

租税公課は金額的に多額で、税目により損金算入・不算入規定があり、税表調理を誤りやすいので、特に重要です。

② 決算資料の減価償却費明細から当期分の償却実施額と科目別内訳を確認しながら、次のとおり記入していきます。

別表十六（一～五）

資産の償却額の計算に関する明細書

別表十五の二

新規取得土地等に係る負債の利子の損金不算入に関する明細書

別表十五

交際費等の損金算入に関する明細書

別表十三（一～七）

資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十一（三）

退職給与引当金の損金算入に関する明細書

別表十一（二）

返品調整引当金及び賞与引当金の損金算入に関する明細書

別表十一（一）

貸倒引当金の損金算入に関する明細書

別表十（七）

社会保険診療報酬、肉用牛、鉱業用坑道・軌条等、植林費、特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

別表十（五）

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除に関する明細書
別表八

受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表七

欠損金又は災害損失金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

別表六（八）

電子機器利用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六（六）

試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六（一）

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

③ 別表番号が大きい表から小さい表へと記載していきますが、1つだけ例外があります。

別表十四「寄付金の損金算入に関する明細書」です。これは“所得金額仮計”が算定されてからでなければ記載が不可能です。その理由はあとで説明します。

(3) 別表四「所得金額の計算に関する明細書」は、“総額①”欄から着手して上から下へと記載します。これが主要な骨格材の部分となります。

まず“当期利益又は当期欠損の額”の①欄に、税引後の当期純損益を転記します。

次に、加算の各欄、減算の各欄に、各税表の結果を記載します。

中間の仮計の金額を算定したところで、別表十四の「寄付金の損金算入」計算が終わったならば、再び「所得金額の計算」に戻り、最

下部の“所得金額又は欠損金額”まで完成させます。

別表四の仕上げは処分欄の記載です。最上部の配当・賞与欄には、当期の利益処分案から社外流出額を転記し、当期の損益金からの差引額を‘留保’に記載します。

総額①欄の数字は留保②又は社外流出③の処分欄のいずれかに記載します。

この場合、①=②+③の等式となるように留意することが必要です。

留保②欄には、公表貸借対照表の科目の数字に、税法の計算と誤差がある場合に、誤差の金額（訂正の加算又は減算額）を記載します。貸借対照表の改定が不要な場合は、すべて社外流出③へ記載します。

法人額の計算は、申告書の別表一（一）で行います。

別表四の作成の過程で、決算利益と税法規定との差額を調整して、課税所得を算定します。この結果を基にして、申告書を作成します。

① 普通法人、人格なき社団等は別表一（一）を使用。

② 公益法人、協同組合等は別表一（二）を使用。

③ 特定の医療法人の場合は別表一（三）を使用。

申告書の記載は、所得金額又は欠損金額欄の記入からスタートします。税額の計算の際に、資本金1億円以下の中小法人の場合、年間所得800万円相当額までは軽減税率により、法人税負担を軽減する措置があります。

また、土地譲渡の重課税、留保所得の特別税率、税額控除の計算も申告書上で行います。

申告書の基本パターンは、まず年税額を算定し、中間申告分の既確定法人税額と源泉所得税

を清算控除して、確定申告により納付すべき税額を申告する形式となっています。

法人住民税の確定申告書も、基本の形式は同様です。

① 道府県民税（兼事業税）は、地方税法第6号様式の申告書を使用。

② 市町村民税については、地方税法第20号様式の申告書を使用。

法人税・道府県民税・市町村民税の確定申告書（3枚）が完成し、確定申告による要納付税額が算定できたら、最後の仕上げに着手します。

まず、別表五（一及び二）の未記入欄に、期末の未納税額を記入します。

この時点までの記入は、期首残高欄①と、当期中の増加と減少欄に部分的な記載がなされ、一部は未記入のため未完成となっているはずですが。

次に、確定申告の未納税額を該当欄に記入します。具体的には次の手順で必要な記載を行い、完成させます。

① 別表五（一）

利益積立金額の計算明細の翌期首現在利益積立金⑤欄

② 別表五（二）

租税公課の納付状況等の明細の期末現在未納税額⑥欄

なお、損金不算入の法人税等（△印）を、内部留保金額から控除して、正味の利益積立金額が算定できたならば、法人税申告書の作成は完了です。

消費税の確定申告は、法人税・住民税・事業税の申告書作成とは別個に作成します。勘定科目内訳書と事業概況説明書も同様です。

一般的にはつぎのとおりです。

① 期末の未払消費税（又は仮受消費税）の期末残高整理のためには、消費税申告書を最初に作成する必要があります。

② 決算整理の過程で、消費税の清算処理を折り込んだうえで、貸借対照表と損益計算書並びに勘定科目内訳書を作成します。

③ 法人税・道府県民税（事業税）市町村民税申告書を作成します。

④ 事業概況説明書は、以上のすべてができてから最後に作成します。

所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

区分	①	②	③	④	⑤	
当期利益又は当期欠損の額	1	配当	資本	貸付	その他	
②	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">次に加算減算調理</div>					
損金の額に算入した法人税及び法人特別税（附随税を除く。）						2
損金の額に算入した道府県税（利子税を除く。）及び支那利子税						3
損金の額に算入した道府県民権者の額に算入した道府県民権者の額						4
損金の額に算入した納税控除金						5
損金の額に算入した納税控除金（附随税を除く。）及び支那利子税						6
減価償却の償却超過額						7
						8
						9
						10
小計						11
減価償却超過額の取戻金						12
借入金等から支出した利息等の金額						13
受取利息等の繰上入金額（別表十四）又は（20）						14
法人税等の中間納付額及び過納金に帰する還付金額						15
所得控除等及び控除金の繰戻しによる戻付金額等						16
						17
						18
						19
						20
小計	21					
仮①+②-③	22					
新納金の損金不算入額（別表十四）20又は（36）	23					
法人税額から控除される所得控除（別表十四）21又は（37）	24					
税額控除の対象とした外国法人税の算入（別表十四）22又は（38）	25					
②②+②③+②④+②⑤	26					
新納税控除費又は海外新納税控除費の特別控除額（別表十四）40	27					
②⑥+②⑦	28					
②⑧+②⑨	29					
契約者配当の益金算入額（別表十四）13	30					
②⑩+②⑪	31					
②⑫+②⑬	32					
欠損金又は受取利息等の所得控除額（別表十四）23又は（39）	33					
所得金額又は欠損金額	34					

次に加算減算調理

利益積立金額の計算に関する明細書

区分	①	②	③	④	⑤	
利益準備金	1					
積立金	2					
①	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">最初に繰越記入</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">（前記の書類より確認）</div>					
繰越利益金（損は赤）						26
納税充当金						27
未納法人税及び未納法人特別税（増徴税を除く。）						28
未納道府県民税（増徴税を除く。）						29
未納市町村民税（増徴税を除く。）						30
差引合計額						31

最初に繰越記入
（前記の書類より確認）

〈検算〉

の金額は合計と合致する

所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

区分	①	②	③	④	⑤	
当期利益又は当期欠損の額	1	配当	資本	貸付	その他	
③	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">この部分をココカラ</div>					
損金の額に算入した法人税及び法人特別税（附随税を除く。）						2
損金の額に算入した道府県税（利子税を除く。）及び支那利子税						3
損金の額に算入した道府県民権者の額に算入した道府県民権者の額						4
損金の額に算入した納税控除金						5
損金の額に算入した納税控除金（附随税を除く。）及び支那利子税						6
減価償却の償却超過額						7
						8
						9
						10
小計						11
減価償却超過額の取戻金						12
借入金等から支出した利息等の金額						13
受取利息等の繰上入金額（別表十四）又は（20）						14
法人税等の中間納付額及び過納金に帰する還付金額						15
所得控除等及び控除金の繰戻しによる戻付金額等						16
						17
						18
						19
						20
小計	21					
仮①+②-③	22					
新納金の損金不算入額（別表十四）20又は（36）	23					
法人税額から控除される所得控除（別表十四）21又は（37）	24					
税額控除の対象とした外国法人税の算入（別表十四）22又は（38）	25					
②②+②③+②④+②⑤	26					
新納税控除費又は海外新納税控除費の特別控除額（別表十四）40	27					
②⑥+②⑦	28					
②⑧+②⑨	29					
契約者配当の益金算入額（別表十四）13	30					
②⑩+②⑪	31					
②⑫+②⑬	32					
欠損金又は受取利息等の所得控除額（別表十四）23又は（39）	33					
所得金額又は欠損金額	34					

この部分をココカラ

利益処分案ヨリ

利益積立金額の計算に関する明細書

区分	①	②	③	④	⑤	
利益準備金	1					
積立金	2					
④	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">ここに移す</div>					
繰越利益金（損は赤）						26
納税充当金						27
未納法人税及び未納法人特別税（増徴税を除く。）						28
未納道府県民税（増徴税を除く。）						29
未納市町村民税（増徴税を除く。）						30
差引合計額						31

ここに移す

減算留保は△をつける

利益積立金額の計算に関する明細書

Table with columns: 区分 (Category), 期首現在利益積立金額 (Start of period accumulated amount), 増減 (Increase/Decrease), 期末現在利益積立金額 (End of period accumulated amount), 法人名 (Company Name), 事業年度 (Fiscal Year).

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。

① + 別表四留保 ⑤ = 差引翌期首現在利益積立金額

① + 別表四留保 ⑤ = 差引翌期首現在利益積立金額

⑤ 利益処分からの記入例

分、確定分法人税県市民税の合計額

Table showing tax calculations and adjustments, including columns for 繰越損益金 (Carryover loss), 納税充当金 (Tax payment), and 繰越損益金 (損は赤) (Carryover loss, loss is red).

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

Table with columns: 区分 (Category), 総額 (Total amount), 配当 (Dividend), 社外流出 (Outflow), 法人名 (Company Name), 事業年度 (Fiscal Year).

御注意

1 技術開発費、研究開発費、研究開発費の特別控除、私財控除等があった場合の欠損金の繰越控除及び繰越控除組立等の規定の適用を受ける法人については、別表式による別表四を御使用ください。(用紙は別紙にあります)
2 利益積立金となる(用紙は別紙にあります)
3 ①の金額は、②の金額に③の金額を加算し、これから「※」の金額を加算した額に相当する額となります。

(簡)

租税公課の納付状況等に関する明細書

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額		期末現在未納税額 ⑥ ①+②-③-④-⑤
			充当金取崩し による納付 ③	仮払、経理 返上による納付 ④	
法人税及び法人特別税	1				
道府県民税	2				
市町村民税	3				
事業税	4				
その他	5				
計	13				
損金算入の もの	21				
損金不算入の もの	22				
計	23				
期首納税充当金 ⑦ (31+32+11+23)+16+33	31				
損金の額に算入した納税充当金 ⑧ (33+34+12+35)+16+33	32				
法人税等 額 ⑨ (36+37)	33				
仮払戻金 ⑩ (38+39)	34				
返上額 ⑪ (40+41)	35				
期末未納税額 ⑫ (31+32+11+23)+16+33-⑩-⑪-⑫	36				
損金算入の もの	37				

①「損金不算入」の租税公課の調理を最初に行う。

この金額を

所得の金額の計算に関する明細書 (簡易様式)

区分	分	総額	事業年度	法人名	配当		出
					配当	賞与その他	
1	当期利益又は当期欠損の額						
2	損金の額に算入した法人税及び法人特別税(損害賠償を除く)						
3	損金の額に算入した道府県民税(子子等を除く)及び市町村民税(特別に算入した道府県民税に特別に算入した道府県民税)						
4	損金の額に算入した道府県民税(特別に算入した道府県民税)						
5	損金の額に算入した納税充当金(特別に算入した納税充当金)						
6	減価償却費(特別に算入した減価償却費)						
7	超過額						
8							
9							
10							
11	小計						
12	高価買取超過額等の当期控除額						
13	納税充当金等から支出した金額						
14	算入額(別表八「1」)						
15	付加及び支払済の金額						
16	法人税等の戻金(別表八「2」)						
17	戻金						
18							
19							
20							
21	小計						
22	①+②-③						
23	損金の額に算入した金額(別表十「2」)						
24	損金の額に算入した金額(別表十「3」)						
25	法人税等の戻金(別表十「4」)						
26	戻金(別表十「5」)						
27	計						
28	新設採算採算又は海外新設採算控除の特例控除額(別表十「6」)						
29	総計						
30	契約者配当の金額(別表十「7」)						
31	引当金(別表十「8」)						
32	引当金(別表十「9」)						
33	引当金(別表十「10」)						
34	引当金(別表十「11」)						
35	引当金(別表十「12」)						
36	引当金(別表十「13」)						
37	引当金(別表十「14」)						
38	引当金(別表十「15」)						
39	引当金(別表十「16」)						
40	引当金(別表十「17」)						
41	引当金(別表十「18」)						
42	引当金(別表十「19」)						

②「損金算入」分の租税公課を費用の科目で経理してない場合は利益が過大計上です。減算調理を行う。

加算の風

租税公課の納付状況等に関する明細書

税目及び事業年度	期首現在		当期発生税額		当期中の納付		期末現在	
	未納税額	①	②	③	④	⑤	⑥	
法人税及び法人特別税								
道庁税								
府県民税								
市町村民税								
事業税								
その他								
計								

別表五(平成六年四月一日以後終了)

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

区分	総額		配当	
	①	②	③	④
当期利益又は当期欠損の額	1	636,300	636,300	1,000,000
損金の額に算入した法人税及び特別税(損金控除)	2	103,260	103,260	1,000,000
損金の額に算入した道府県民税及び市町村民税	3	5,160	5,160	
損金の額に算入した雑損控除	4			
損金の額に算入した特別控除	7			
損金の額に算入した雑損控除	8	10,000	10,000	
交通反則金の控除(不算入)	21			
計	22	5,462,955	5,462,955	2,010,000
仮(1)+(2)-(21)	23			
法人税額から控除される所得税(別表六(1)6の(3))	25	15,480	15,480	
税額控除の計算として外国法人税の額等(別表七(1)10、別表七(2)13、30(特1))	26			
計	27	5,478,435	5,478,435	2,025,480

利益積立金額の計算に関する明細書

区分	期首現在		期中中の増減		期末現在	
	利益積立金額	①	②	③	④	⑤
利益準備金	1	300,000	0	0	300,000	500,000
積立金	2	400,000	0	0	400,000	1,900,000
繰越利益金(損は赤)	26	140,314	140,314	0	148,549	148,549
納税充当金	27	999,902	949,902	1,000,000	1,949,802	1,949,802
繰越利益金(損は赤)	28	823	納付	636,300	882,000	882,000
繰越利益金(損は赤)	29	25,30	57,782	32,790	63,700	63,700
繰越利益金(損は赤)	30	101	176,940	75,640	162,800	162,800
繰越利益金(損は赤)	31	890,314	604,406	255,280	740,049	2,490,049

別表五(平成六年四月一日以後終了)

「損金不算入」の租税公課の調理

③ 納税充当金の増加と減少を記入する

株式会社 あやせ

損益計算書

自 平成 年 8月 1日
至 平成 年 7月 31日

科 目	金 額	金 額
経 常 利 益		4,710,134
(特別損益の部)		
【 特 別 利 益 】		132,166
貸倒引当金戻入益		
【 特 別 損 失 】		134,065
固定資産売却損		
税引前当期利益		4,708,235
法 人 税 等		1,000,000
当 期 利 益		3,708,235
前 期 繰 越 利 益		140,314
当 期 未 処 分 利 益		3,848,549

別表四(簡易様式) 平成七年四月一日以後

所得の金額の算出に関する明細書(簡易様式)

株式会社 あやせ

区 分	総 額	保 険 社 外 流 出		
		留 留	配 当	③
当期利益又は 損の額	3,708,235	1,708,235		1,000,000
加				
1 理念の範囲に 属する法人等別 当分の利益(注)	636,300	636,300		
2 法人等別 当分の利益(注)	103,260	103,260		
3 損金の額に 係る法人等別 当分の利益(注)				
4 損金の額に 係る法人等別 当分の利益(注)				
5 損金の額に 係る法人等別 当分の利益(注)	1,000,000	1,000,000		
6 減価償却の償却超過額				
7				
8				
9				
10				
小 計				

【 注 意 】
1 技術等特許の権利の譲渡、特許の行使、特許の提供等から生ずる利益は、別表四(簡易様式)の「特別損益」に算入する。
2 利益の計算に「特別損益」を算入する場合は、その金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
3 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
4 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
5 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
6 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
7 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
8 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
9 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。
10 30 期の金額は「特別損益」の金額に「特別損益」の金額を加算する。

別表五(平成六年四月一日以後)

利益積立金額の計算に関する明細書

株式会社 あやせ

区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 中 の 増 減		期末現在 利益積立金額
		増	減	
1 利益準備金	300,000			
2 積立金	400,000			
3				
23				
24				
25				
26 繰越損益金(損は赤)	140,314			
27 納税充当金		1,000,000		1,050,000
29 未納法人等別当分の利益(注)	126,302			
30 未納法人等別当分の利益(注)				
31 差引合計額	870,314			

別表五(平成六年四月一日以後)

租税公課の納付状況等に関する明細書

株式会社 あやせ

税目及び事業年度	期首現在 未納税額	当 期 中 の 納 付 税 額		期末現在 未納税額
		③	④	
法人税				
1				
26 法人税				
27 法人税				
28 法人税				
29 法人税	12,000			12,000
30 法人税				
小 計				
31 納税充当金	1,999,902			
32 損金の額に算入した納税充当金	1,000,000			
33				
34 計	1,000,000			
35 法人等別当分の利益(注)	949,902			
36 法人等別当分の利益(注)				
37 損金算入のもの				
38 損金不算入のもの				
39 計	949,902			
40 法人等別当分の利益(注)				
41 計	1,050,000			
42 損金不算入のもの				
43 計	1,050,000			
44 損金不算入のもの				
45 計	1,050,000			

4 別表四は税法上のP/L

簿記会計上の費用のうち、法人税法上で損金不算入と規定されている事項は、その分の費用が支出されなかったものとして、利益の改訂計算を行わなければなりません。

実例として「法人税は損金不算入」があります。これは、法人税という費用の支出がなかったものとして、費用を減額するということです。

この結果、簿記会計での決算利益を基礎として、これに費用取り消し分を上乗せしますので「税法上の利益である所得」は、当初の決算利益よりも増加します。損金不算入は、所得にプラスの効果があります。

逆に、簿記会計では費用にならない事項が、損金算入となる場合もあります。

実例は、「青色申告法人の前5年以内の欠損金の損金算入」です。これは、当期の所得から過去の年度の損失を控除するということです。費用・収益対応の原則からは、考えられない処理ですが、この規定により「税法上の費用である損金」が増加し、これに伴って所得が減少します。損金算入には、所得をマイナスする効果があります。

益金についても、損金不算入となるものがあります。

簿記会計では、受取配当金は収益ですが、法人税法では益金不算入ですから、利益から外してもかまわないのです。益金不算入は、所得をマイナス（減額）する効果があります。

さらに、益金算入の規定があります。これは、強制的に「税法上の収益である益金」として取り扱う事例です。実例は、「貸倒引当金の翌事業年度における益金算入」ですが、当期に計上した貸倒引当金の全額を、翌期には益金に算入するものです。

もしも、収益に計上の処理を失念していても、税

法上は益金と見なして所得に加算するということです。益金算入は、所得にプラス（加算）することになります。

決算利益を叩き台にして、損金不算入（プラス）損金算入（マイナス）、益金不算入（マイナス）益金算入（プラス）の税務調整を経て、課税所得を算定する計算の過程を特別の用紙に記載します。これが、別表四 所得の金額の計算に関する明細書の用紙です。

この用紙を見れば簿記会計の処理と、税法との差がすべてわかります。このため、別表四は「税法上の損益計算書」といわれています。

この別表四は、最初の決算利益に加算事項と減算事項を加除する形で、上から下へと記載していくとゴールが「課税所得」になるようにデザインされています。

ただし、加算や減算を一回の計算で行わずに、現象形態的には一部計算して“仮計”、一部加算して“総計”、さらに加算して“差し引き計”とコマ切れの形で逐次計算します。

別表四の記載については、大切な注意事項があります。それは加算又は減算した事項についての「てん末＝処分」欄の記載です。「加算する金額」又は「減算する金額」を「総額」欄に記載すると同時に「留保」又は「社外流出」の欄に記載します。

公表された法人の貸借対照表の数字のうち、税法の立場から改定計算して考えるべき事項があれば、留保の欄に記載し、期末の貸借対照表に影響がなければ社外流出の欄に記載を行います。

実例として貸倒引当金を‘10’計上したが、税法限度が‘7’だったとします。これは、税法の立場からは、貸倒引当金の‘3’が過大に計上され、その結果、決算利益はあるべき金額よりも‘3’が過小に表示されていると考えます。

そこで、申告調整貸倒引当金繰入れ限度超過の損金不算入額を加算欄に記載して、費用の過大計上額‘3’を取り消します。決算利益に3をプラスすると、所得金額の計算は、当初から税法限度の7を計上したのと同様の復元が行われます。

決算利益はそのまま、税法上の利益である所得金額の計算が適正に行われたわけです。税法上の損益計算はこれでよいのですが、税法からみた貸倒引当金は、決算に計上した‘10’ではなく‘7’です。そこで、公表した貸借対照表は、貸倒引当金過大計上の形で、利益‘3’が隠されていると考えるべきです。

この点を明確にするため、別表四の顛末である処分欄の留保に‘3’と記載します。

これにより、公表された貸借対照表の貸倒引当金は、改訂計算を必要とするB/Sの計上額から‘3’を減額した数字が、正当な税法上の金額であることがわかります。

この別表四のほかに別表五（利益積立金の計算明細）があります。こちらは税法上の貸借対照表といわれています。この別表四と別表五で一組になっています。

5 別表五は税法上のB/S

企業会計の目的には、正確な期間損益の計算があります。費用・収益を発生した年度に正確に対応させるため、「損益の見越し・繰り延べ」が不可欠です。この実例として次のようなことが行われます。

- ① 役員について、就任時からの在任期間の経過に応じた退職給与引当金の発生額を、各事業年度の期間損益計算に、費用として計上する。
- ② 未経過（前払）費用について、経過期間に応じた費用の配分計算である損益の繰り延べが行われる。

このような会計処理に関しては、法人税法では「別段の定め」があり、上記①については「損金不算入」と規定されているため、申告調整が必要です。また、②については「一年以内に費用化する短期前払費用は、支出時に損金算入処理が可能」の規定があるため、実務では節税を考慮して、短期の前払費用に関して費用の繰延べ処理を省略するのが通例です。この場合、申告調整は当然ですが不必要となります。

このように、簿記会計は簿記会計、税法は税法と別々の体系で実務が動いていますので、両者間にはどうしてもいくらかの違いが生じます。この差を埋めるのが申告調整です。

費用・収益（損益）に関する差は、別表四の用紙を使用して調整計算を行います。

貸借対照表の資産・負債・引当金に関する差については別表五に記載して、税法と簿記会計との相違点を表示することとされています。

この別表五 利益積立金額の計算に関する明細書は、法人が公表した貸借対照表の数字のうち、税法の立場から改訂計算すべき事項を、一覧形式で

表示する用紙のことです。

前記の事例①は、「役員退職給与引当金」として、貸借対照表に負債として表示されています。この部分は、全額が損金不算入なので税法上はゼロとなります。すなわち、退職給与引当金という形で利益が過小表示され、かつ留保されているとして取り扱われるわけです。

これは、会計学的には「秘密積立金」であると考え、利益積立金の明細書に記載するのです。別表五が、税法上の貸借対照表といわれるのは、この理由によるものです。

法人の貸借対照表と別表五を並べて観察すると、税法からみた財産内容・損益の粉飾が、良きにつれ悪しきにつれ赤裸々に分かります。

強行法規である法人税法に基づいて計算された「所得金額」は、損益の実態を反映していますから、非常に参考になります。

また、ほとんどの法人は減価償却計算を税法限度により計上し、各種の準備金・引当金も税法の限度額により計上するのが通例で、このように税法基準によって処理するのは株主等に対して説得力があるからです。

決算内容が好調な場合は、逆粉飾が行われるのが通例です。これは、合理的な理由があれば、減価償却費を税法の限度額を越えて計上することは企業の自由です。

各種の準備金・引当金の繰り入れ額についても、税法基準により算定される限度額は、参考数値の一つにすぎません。個々の企業の会計処理としては、合理的な理由に基づき算定した計算値により、減価償却費や引当金を計上するのが正しい決算態度です。税法限度を越えて損金経理した部分については、申告調整の際に申告加算すれば、必要かつ充分なのであって“税法限度は金科玉条に非ず

……”の論法で、有税償却や有税引き当てが実施されるものです。

ですから、別表五を見れば逆粉飾の項目と金額はすべて分かるものなのです。

逆に、会社が不況で実体がよくない場合には、合法的に決算利益を捻出する決算操作が行われることがあります。実例は、過年度における有税償却の訂正益の計上です。

(借) 固定資産 40 / (貸) 修正利益 40

と仕訳すると、決算利益が40増えます。この場合、償却超過として課税済みの40は、申告調整で益金不算入で減算処理となります。

この結果、決算利益40の黒字増加となりますので、利益処分で配当・役員賞与も可能となります。

反面、申告所得 = 決算利益40 - 益金不算入40 = 0……となり税金はかかりません。

現象形態的には、配当・賞与が出せて、それでいて納税額は0円という手品のような事例になります。この事案の場合も、別表五をみれば、ただちに看破することができます。会計と税法の両方の知識がないと、別表五の作成は難しいといえるでしょう。そこで、「別表五が完全に作成できたら、経理マンは一人前」といわれています。

6 別表五（二）租税公課の納付状況等に関する明細書

最初に期首現在未納税額①欄に開始記入を行います。前期分の確定申告納付税額は、期首現在では未納だったはずで、逆に見れば、当期の始めに納税した税金は、期首現在での未納税金であったと判断できるからです。

法人税 2欄……823,600円

道府県民税 7欄…… 25,002円

市町村民税 13欄……101,300円

納税充当金 31欄……999,902円を、該当する欄に開始記入を行います。

次に、決算資料租税公課の納付状況の納税額から、法人税・道府県民税・市町村民税の充当金取り崩しによる納付③欄を記載します。

823,600円、 250,002円、 101,300円
(2欄) (7欄) (13欄)

損金経理による納付⑤欄に転記するのは、636,300円、27,620円、75,640円です。道府県民税当期分利子割8欄に5,160円を控除所得税の資料を参照確認してから転記します。

当期発生税額②欄に記入するのは、中間申告による発生額と利子割です。この段階では、確定4欄・10欄・15欄には記載できませんので、空欄のままにしておきます。

事業税は、当期発生②欄と当期中の納付③～⑤欄に記載します。滞納分は、⑥欄に記載します。

その他の損金算入のもの欄の空欄には、消費税350,200円、固定資産税318,400円、自動車税214,400円、印紙60,200円の合計943,200円を「その他」と一括記載を行います。

その他の損金不算入のもの29欄の空欄には「交通反則金」10,000円を発生と納付に記載し、欄の空欄には源泉所得税15,480円を「源泉所得税」又は「その他」として記載します。

利子割5,160円は、8欄に記入済みなので15,480円と混ぜないようにします。

源泉所得税15,480円・利子割5,160円は、控除を受けるために申告加算する事項です。

納税充当金の計算欄の記載は、期首貸借対照表の残高である999,902円と記載します。

損金の額に算入した納税充当金32欄は、損益計算書の税引前利益に対する引当額法人税等の額100万円を記載します。

取崩額の欄は、③欄から縦に数字を合計すると、35欄は949,902円となります。

最後に、期末納税充当金44欄の金額1,050,000円が、期末の貸借対照表と合致したことを確認し、本表は一部未完成ですが、一応の完成とみなし次の税表に進みます。

当期発生額②の確定欄4、10、15欄は、この段階では空欄として、最後に補正を行います。

別紙の様式租税公課の納付状況をあらかじめ作成しておくとな率的で、納税充当金勘定は期中の異動を把握しておき、本表との合致を確認することが必要です。

7 別表六(一)所得税額の控除及び

みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

決算整理の資料から、本明細書を作成します。預金利息、受取配当金、債券利息の内訳書を、あらかじめ作成してから本表に着手します。源泉徴収された国税(源泉所得税)と地方税(利子割)は、税金の前払金なので本表を記載して提出すると、所得税の還付又は充当(納税額と相殺)ができます。

なお、地方税についても同様に利子割の控除・還付に関する明細書の提出が必要です。

①欄の収入金額は、源泉税を控除される前の金額(税込み額)を記載します。

②欄の①について課される所得税額は、源泉徴収された所得税の金額の合計額です。税率は、預貯金・利付公社債・証券投資信託の場合は15%、割引債券は18%、配当収入は20%です。

③欄の②のうち控除を受ける所得税額は、普通の場合は②と同額を記載します。例外は、途中取得の場合です。債券・投資信託・株式を計算期間の途中で取得した場合で、保有期間に対応する所得税額のみが控除の対象となります。しかし、全額は控除できません。

預貯金利息、中期国債ファンドの分の所得税は、全額が控除できます。この例題では、預金利息の税込み収入額103,205円を①に、源泉所得税15%の合計額15,480円を②と③に、それぞれ記載します。本例では、保有期間の按分計算は不要です。

「個別法による場合」「銘柄別簡便法による場合」は、株式・債券・証券投資信託の受益証券を計算期間の途中で取得したため、保有期間の按分計算が必要な場合の記入欄です。

その他に係る控除を受ける所得税の明細は、芸能プロダクションの場合で、みなし配当金額の一

部の明細書は、みなし配当に該当する特別な場合の記載欄です。

別表六(一)付表に関しては、源泉徴収された所得税は、納付すべき法人税額に充当(相殺)するのが原則です。

納税すべき金額が僅少、または欠損により納税額が0(ゼロ)の場合は還付されます。

ところが、租税歳入の不足により平成5年4月1日から平成7年3月31日までの間に終了する事業年度に限り、還付が停止されています。

還付は、4年間の棚上げとなります。

控除不能であった源泉所得税の未還付額を記載するのが、この税表の付表です。この例題では、全額が控除可能なので、付表は必要ありません。

控 除 所 得 税

	収 入	控 除 税			手 取 り	備 考
		国 税	利 子 割	計		
<予金利息の分>		(15%)	(5%)			
×6.30迄の計 (省略)	38,220	5,733	1,911	7,644	30,576	(税込みで収益計上)
7.1東西B/K定期預金(1口)	60,000	9,000	3,000	12,000	48,000	
” ” 200万×1年						
7.5東西B/K定期預金(2口)	1,917	288	95	383	1,434	
200万×35日分	3,068	460	153	613	2,455	
合 計	<u>103,205</u>	15,481	5,159	20,640	<u>82,565</u>	

→ 受取利息a/cを突合する事 ←

<留意点>

1. 定期預金、通知預金は利息計算書と照合し、控除された税額を確認する。
2. 普通預金は、年2回の普通預金利息を通帳で確認する。手取り入金は、80%なので普通預金についての控除税額は、逆算して算定する。
3. 元帳の受取利息合計103,205円と収入合計103,205円の合致を確認する。期中のすべてを手取り計上で処理している場合は、手取り欄合計82,565円が、元帳の受取利息合計となる。損益計算書の営業外収益も必ず参照すること。

8 別表十一（一）貸倒引当金の損金算入に関する明細書

本表の作成は貸金の明細から着手します。期末貸借対照表の債権の勘定科目の残高を、13欄期末残高欄に記載します。

脚注の割引手形・裏書手形貸借対照表も記載します。

1欄当期繰入額は、債権金額から控除形式で表示した貸倒引当金の金額を記載します。本例題では、255,491円です。差額繰入れ方式の場合は、損益計算書の繰入れ額と貸借対照表の貸倒引当金が合致しないので、必ず貸借対照表から記載することが必要です。

3欄実績による貸倒れの発生割合は、8～12欄の計算の結果を転記します。本例では、貸倒れの実績率ではなく法定の繰入率で計算するので、3欄は記載不要です。

4欄の法定の繰入率は、業種に応じて法定された率のことで、卸売及び小売業は1000分の10となります。

5欄は、資本金1億円以下の法人の場合、記載不要となります。その代わり6欄に記載します。

6欄は、中小企業の割増し特例16%を計算して記載します。

$220,251円 \times 116\%$ の金額を計算し、225,491円と記載します。

17欄実質的に債権とみられないものの額は、決算の資料正味貸金算定表から記載します。過去の相殺割合を援用する簡便計算を採る場合は、19～22欄に記載します。

9 別表十一（二）返品調整引当金及び賞与引当金の損金算入に関する明細書

14又は22欄当期繰入額は、負債の部「賞与引当金」281,250円を記載します。

15又は23欄前1年間の1人当り賞与支給額は、32～34欄での計算結果の合計を転記します。本例題では、475,000円+440,000円の合計額915,000円となります。

16欄の分子の“7”は、決算締め切りの月を意味します。3月締め切りは3、10月締め切りならば10と記載します。本例題は、7月決算なので7と記載します。

ただし、12月決算の場合のみは例外で、0（ゼロ）と20欄に記載します。

17欄当年の賞与の額は、36～38欄の合計額440,000円を記載します。

19欄当期末の使用人等の数は、賞与の受給資格を有する者の期末在籍人数を記載します。

「支給対象期間基準による場合」は、就業規則、労働協約等での賞与の計算対象期間が明文化されている場合に記載します。暦年基準による計算よりも、繰入限度額が多くなります。

この特例計算を使用する場合は、39～44欄の記載が必要となります。

10 別表十六（二）定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

資産区分の1欄種類、2欄構造、3欄細目は、耐用年数省令の区分に従って記載します。

1欄種類は、貸借対照表の固定資産の勘定科目を記載します。

2欄構造は、〇〇造り、又は用途を記載します。

3欄細目は、資産名称を記載するのが普通です。

4欄事業の用に供した年月欄は、取得年月ではなく、事業の用に供した年月を記載します。

5欄取得価額または製作価額は、固定資産の取得価格を記載します。

8欄残存価額は、取得価額の10%を、（）書きには取得価格の5%相当額、つまり償却可能限度額を記載します。これは、期末帳簿価額が5%を割り込んでいないかを、比較確認するために必要なものです。

圧縮記帳を間接法で行っている場合には、6、10、11欄の記載は必要ですが、普通の法人は圧縮記帳を直接法で経理するので、この欄の記載は必要ありません。

9欄期末現在の帳簿価額は、12欄改定帳簿価額と同じ金額となり、貸借対照表の金額と一致します。本例題の車両運搬具は2,456,404円、工具器具備品は750,421円となります。

13欄損金に計上した当期償却額と、当期償却額29欄には、同金額を記載します。この金額は、損益計算書の減価償却費788,931円と必ず一致します。もしも不一致の場合は誤りということになります。

14欄償却超過欄と32欄、15欄償却不足と27欄は、前期以前の減価償却実施額が税法の償却限度額に比べて差が生じている場合、過去の計算差額を調整するための欄です。減価償却を税法限度額

まで実施してきた場合は、本欄は無視して構いません。

16欄差引計は、当期の減価償却を実施する前の帳簿価額で、償却前帳簿価額と一致するのが普通です。過去に、償却超過又は不足のある特別な場合は、超過又は不足額が不一致となります。

17欄耐用年数、18欄償却率は、税法の所定の数字を記載します。

トラックは、耐用年数5年 償却率0.369、乗用車は、耐用年数6年 償却率0.319と耐用年数表に明示されています。

19欄算出償却額は、「普通の場合の減価償却がいくらできるか」の限度額です。普通償却以外にも、増加・割増し又は特別償却ができる場合があります。

20～26欄は、増加償却・割増償却・特別償却を実施した場合の記載欄ですが、通常は使用しません。

また、30欄以下も通常は使用しません。最下段の備考欄には、“簡便償却”の場合、増加・割増・特別償却の場合の“該当事項”を記載します。本例では、「期中取得の車両運搬具については1/2簡便法を適用」と記載します。

11 別表一（一）普通法人用の申告書

この申告書には、最初に納税地、法人名、代表者（自署）、事業種目、資本の金額、同族・非同族の区分を記載します。

事業年度及び申告区分は、「確定」と記載します。

1欄には、別表四から所得金額5,478,435円と転記します。

所得金額を記入したならば、税額計算を実施します。30欄の税額を34欄、31欄の税額を35欄に記載して、税額合計36欄を算定します。この場合の税合計額は1,533,840円となります。

33欄・37欄は、資本金1億円超の法人の税額計算の欄なので、中小法人の場合は記載する必要はありません。

36欄から「法人税額」2欄に転記します。

これから以後は、順に記入をしていきます。途中の3欄、6～7欄、8～9欄に該当事項があれば記入をします。非該当欄は無視して構いません。

所得税の控除は、すべての法人が該当します。別表六から金額を、38欄・39欄にも記載し、控除する場合は、41欄・12欄に記載します。本例題の金額は、15,480円となります。

次いで13欄の差引額を記載すると、申告納税すべき当事業年度分の法人税額が算定完了となります。税額は1,518,300円で、ここで百円未満の端数は切り捨てます。

中間申告による申告納税済みの税額を14欄に、636,300円と記載して精算します。

15欄は13－14です。差引確定申告法人税額882,000円となります。

16欄～29欄・38欄～41欄は、該当する場合のみ記載します。本例題では該当がありませんので、記載は不要です。

利益処分による配当・役員賞与を48,49欄に記載します。

最後に、総会の決算確定年月日を記載します。

12 住民税申告書の作成

(1) 道府県民税事務所分

この申告書は、地方税法第6号様式を使用します。

道府県民税申告書の部分から始めます。

①欄は、法人税割の課税標準（法人税の年額）を記載します。 ⇒ 1,533,840円

⑥欄で、課税標準を千円未満の切捨てを行います。 ⇒ 1,533,000円

⑧欄の税率は5.00%で計算し、税額を算出します。 ⇒ 76,650円

法人税割の税率は、超過課税を実施している道府県の場合、5.8%~6.0%となります。

⑪欄は、利子割の控除額を31~32欄より転記します。 ⇒ 5,160円

そのほかに第6号様式別表四の四と第9号の二を添付する必要があります。

⑫欄が、法人税割の年額です。 ⇒ 71,400円

⑬欄に、中間納税額を記載します。 ⇒ 22,620円

⑯欄は、確定申告分の法人税割の金額を記載します。 ⇒ 48,700円

⑱欄は、資本金・人員数に応じた均等割の年税額を記載します。最低2万円から80万円の5段階に分けられています。 ⇒ 20,000円

⑲欄に、中間申告分均等割りの控除額を記載します。 ⇒ 5,000円

⑳欄に、確定申告分の均等割の額を記載します。 ⇒ 15,000円

㉑欄に、法人税割と均等割の合計額である確定申告分の道府県民税額を記載します。 ⇒ 63,700円

次ぎに事業税申告書部分の記載を行っていきます。

㉒欄には、所得税額5,478,435円を記載し、そ

の所得金額を3段階に区分をして、区分に応じた累進税率を適用します。

この累進税率は、6%、9%、12%が標準税率ですが、超過課税を実施している都道府県では6%が6.30%~9.45%、9%が9.45%~9.63%、12%が12.60%~12.84%となります。

年間所得が2,500万円を越えたならば、要注意で、道府県によって超過課税の適用条件が異なります。

㉔欄の合計事業税額は388,000円。

㉖欄で中間申告分153,300円を控除します。

㉗欄の確定申告事業税は、234,700円となります。

(2) 市役所・町村役場分

この申告書は、地方税法第20号様式を使用します。

①欄は、課税標準の法人税年額を転記します。

⇒ 1,533,840円

⑥欄は、①欄の法人税年額を千円未満切り捨てを行った金額1,533,000円に、税率12.30%（標準税率）を適用した算出税額を記載します。

⇒ 188,559円

超過課税を実施している場合の税率は14.7%で、この税率が適用される事業所は、資本金1億円超または法人税額が年額千万円超の事業所です。

⑩欄は、法人税割市町村民税の年額を記載します。 ⇒ 188,500円

⑪欄は、中間申告法人税割の控除額を記載します。 ⇒ 55,640円

⑬欄は、確定申告法人税割の金額を記載します。 ⇒ 132,800円

均等割市町村民税は、資本金・人員に応じて年

額が最低5万円から最高額360万円の9段階に区分されていますが、本例題の場合は50,000円となります。

⑯欄は、中間納税均等割の控除額を記載します。

⇒ 20,000円

⑰欄は、確定申告均等割の金額を記載します。

⇒ 30,000円

⑳欄は、確定申告市町村民税額を記載します。

⇒ 162,800円